

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

次代を担うこども・若者が、夢や希望をもって健やかに成長し、その可能性を広げ、自立・活躍することは社会全体の願いです。

一方で、急速な少子高齢化や人口減少の進行、グローバル化、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化する中で、こどもの貧困、児童虐待、いじめなど様々な課題に加え、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大による犯罪被害といった情報通信環境をめぐる課題など、こども・若者を取りまく課題が多様化・複雑化しています。

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体でこども施策に取り組むこととされました。

そして、こどもに関する基本的施策を総合的に推進するため、同年12月に「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられました。

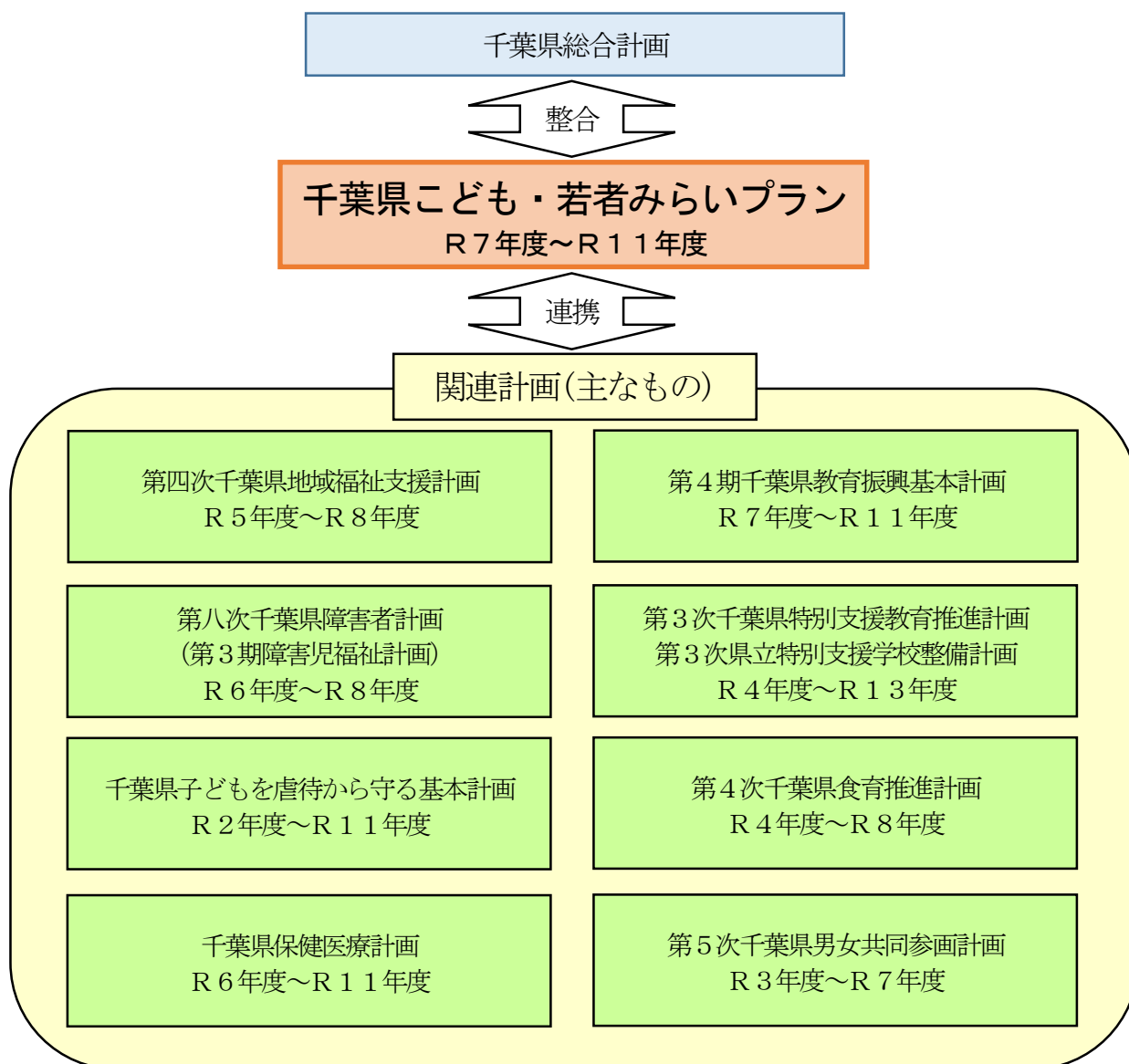
県では、これまで、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法等に基づく「千葉県子ども・子育て支援計画2020」や、子ども・若者育成支援推進法に基づく「千葉県青少年総合プラン」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「千葉県子どもの貧困対策推進計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」を策定し、市町村や関係機関等と連携し、こどもや若者支援に関する施策を推進してきました。

これらの施策をより総合的かつ計画的に推進するため、こども・若者施策の共通の基盤となる新たな計画として「千葉県こども・若者みらいプラン」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」として、以下の法律等に基づく計画と一体的に策定するとともに、千葉県総合計画をはじめ、関連する各種個別計画との整合性を図ります。

- ・子ども・子育て支援法第62条第1項「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・次世代育成支援対策推進法第9条第1項「都道府県行動計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条第1項「都道府県子ども・若者計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項「都道府県こどもの貧困対策計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項「都道府県自立促進計画」
- ・厚生労働省通知（成育医療等基本方針）に基づく「都道府県成育医療等に関する計画」



<SDGsの理念に基づく「こどもまんなか社会」の実現>

- SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択されたもので、国連に加盟している193か国が、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）の15年間で達成するために掲げた目標です。
- SDGsは、国際交流が深まり経済活動が活発化し豊かになる一方で、所得格差による貧困や飢餓、自然環境が破壊され、経済・社会の基盤となる地球の持続可能性が危ぶまれたことに起因して、「誰一人取り残さない」という理念のもとに、17のゴールと169のターゲットを掲げ、各国で積極的に取り組まれています。
- 我が国においても、2016年（平成28年）5月に総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」が設置され、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組まれています。千葉県では、チーバくんの「SDGsシンボルマーク」を作成し、県民、企業、大学、行政などによる連携・協働の取組を促進し、活動の普及・啓発に取り組み、持続可能な社会実現を目指しています。
- 本計画においても、その実施に当たってはSDGsの取組と重なり合うことが多いことから、SDGs推進との協働を図りながら、こども・若者施策の推進に取り組み、こどもまんなか社会を創り、持続的発展を目指すことで、SDGsの達成に貢献します。



3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画における定義

(1) 「こども」

この計画が対象とする「こども」は、18歳や20歳といった年齢により「おとな」とするのではなく、「おとな」として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を幅広く含んだ概念としています。

(2) 「若者」

この計画が対象とする「若者」は、思春期のうち高校生年代と青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）及びポスト青年期（青年期を過ぎ、40歳未満）の者としています。

(3) 「子育て当事者」

この計画が対象とする「子育て当事者」は、妊娠している段階から子育てが始まっていると捉え、妊娠中から自立して生計を営む前の「若者」の保護者を含めた概念としています。

※ 本計画では、施策や事業等によっては、個別の法令等による定義として、「子ども」「子供」「幼児」「児童」「生徒」「青少年」等の表現を使用しています。

※ 「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、本計画では、円滑な社会生活を送っている20代や30代の「おとな」に対する施策も含まれていることから、「若者」の表記を使っています。